

○無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

改正案

第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備

(番組素材中継を行う無線局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 (略)

一(三) (略)

2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの
- イ 通信方式は、単向通信方式であること。
- ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

ハ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、次のいずれかであること。

(1) 一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを

現行

第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備

(番組素材中継を行う無線局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 (略)

一(三) (略)

2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの
- イ 通信方式は、単向通信方式であること。
- ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

ハ 一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）又は左旋円偏波（円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。以下同じ。）

(2) (1)以外の無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波若しくは左旋円偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せ若しくは右旋円偏波及び左旋円偏波の組合せ

二 D七W電波又はG七W電波五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝハ (略)

三 D七W電波、G七W電波又はX七W電波四一GHzを超え四二GHz以下又は五四・二七GHzを超え五五・二七GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝハ (略)

四 A七W電波又はG七W電波一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝニ (略)

二 D七W電波又はG七W電波五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝハ (略)

三 D七W電波、G七W電波又はX七W電波四一GHzを超え四二GHz以下又は五四・二七GHzを超え五五・二七GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝハ (略)

四 A七W電波又はG七W電波一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イゝニ (略)

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備

(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(略)

2 (略)

3 インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号(第五号を除く。)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一、ニ (略)

三 空中線の条件

イ (略)

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 (略)

4～6 (略)

別表第一号(第5条関係)

表 (略)

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備

(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(略)

2 (略)

3 インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号(第五号を除く。)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一、ニ (略)

三 空中線の条件

イ (略)

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)であること。

四 (略)

4～6 (略)

別表第一号(第5条関係)

表 (略)

注

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 削除

(4)～(21) (略)

32～57 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F2A F2B F2D F2N F2X	(略) 200kHz	(略) 地上基幹放送局の無線設備

注

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 940MHz を超え 960MHz 以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものに限る。)

ア 100W 以下のもの 100(10<sup>-6</sup>)

イ 100W を超えるもの 50(10<sup>-6</sup>)

(4)～(21) (略)

32～57 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F2A F2B F2D F2N F2X	(略) 200kHz <u>400kHz</u>	(略) 地上基幹放送局の無線設備 <u>940MHz を超え 960MHz 以下の周波</u>

	6MHz	1, 673MHz、1, 680MHz 又は 1, 687MHz の周波数の電波援助局の無線設備
	3kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
	(略)	(略)
F3E	(略)	(略)
	200kHz	地上基幹放送局及び 54MHz を超え 585MHz 以下の周波数の電波を使用し、固定局の無線設備
	40kHz	200MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局各項目のもの

	6MHz	<u>数の電波を使用し、 固定局の無線設備</u>
	3kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
	(略)	(略)
F3E	(略)	(略)
	200kHz	地上基幹放送局及び 54MHz を超え 585MHz 以下の周波数の電波を使用し、固定局の無線設備
	<u>400kHz</u>	<u>940MHz を超え 960MHz 以下の周波数の電波を使用し、 固定局の無線設備</u>
	40kHz	200MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局各項目のもの
	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
F8E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
(略)	(略)	(略)

第2～第9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (略)

(3) 1, 240MHz を超え1, 300MHz 以下、2, 330MHz を超え2, 370MHz 以下、5, 85GHz を超え5, 925GHz 以下、6, 425GHz を超え6, 57GHz 以下、6, 87GHz を超え7, 125GHz 以下、10, 25GHz を超え10, 45GHz 以下、10, 55GHz を超え10, 68GHz 以下又は12, 95GHz を超え13, 25GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

ア X7W 電波を使用するものであつて、チャネル間隔が18MHz

F8E	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	400kHz
(略)	(略)	940MHz を超え960MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備

第2～第9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (略)

(3) 1, 240MHz を超え1, 300MHz 以下、2, 330MHz を超え2, 370MHz 以下、5, 85GHz を超え5, 925GHz 以下、6, 425GHz を超え6, 57GHz 以下、6, 87GHz を超え7, 125GHz 以下、10, 25GHz を超え10, 45GHz 以下、10, 55GHz を超え10, 68GHz 以下又は12, 95GHz を超え13, 25GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

ア X7W 電波を使用するものであつて、各空中線端子における

<p><u>のもの</u> 17.5MHz</p> <p>イ X7W 電波を使用するものであつて、<u>チャネル間隔が9MHzのもの</u> 8.5MHz</p> <p>ウ D7W 又は G7W 電波を使用するもの 15.5MHz</p> <p>(4) A7W 電波又は G7W 電波 116GHz を超え 134GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備 17.5GHz</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第11～第72 (略)</p>	<p><u>伝送容量が51Mb/sを超え105Mb/s以下のもの</u> 17.5MHz</p> <p>イ X7W 電波を使用するものであつて、<u>各空中線端子における伝送容量が51Mb/s以下のもの</u> 8.5MHz</p> <p>ウ D7W 又は G7W 電波を使用するもの 15.5MHz</p> <p>(4) A7W 電波又は G7W 電波 116GHz を超え 134GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備 17.5GHz</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第11～第72 (略)</p>
--	---